

議案名	専決処分の承認を求めることについて（富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例）
制定趣旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日付けで公布されたことに伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するものです。
制定内容	改正点は以下のとおりです。 (1) 市税条例改正と同様に、都市計画税の課税標準に関する特例のうち、いわゆる「わがまち特例」に関する規定について、地方税法附則から引用する条項の改正を行うもの (該当する条文は、条例附則第2項から第6項までの改正規定) (2) 都市計画税の課税標準に関する特例の規定について、地方税法附則から引用する条項の改正を行うもの (該当する条文は、条例附則第19項の改正規定)
施行日	令和5年4月1日

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（法附則第15条第14項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>（法附則第15条第32項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>（法附則第15条第33項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（法附則第15条第38項の条例で定める割合）</p> <p>5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（法附則第15条第43項の条例で定める割合）</p> <p>6 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（法附則第15条第15項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>（法附則第15条第33項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>（法附則第15条第34項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（法附則第15条第39項の条例で定める割合）</p> <p>5 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（法附則第15条第44項の条例で定める割合）</p> <p>6 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受</p>

けようとする者がすべき申告)

7 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8～12 略

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計各税の特例)

14～16 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

17及び18 略

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

けようとする者がすべき申告)

7 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8～12 略

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計各税の特例)

14～16 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

17及び18 略

19 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。